



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 復旧・復興支援制度と税制措置

まもなく東日本大震災から1年が経過しようとしています。被災者を対象とした復旧・復興支援制度は多くの行政機関で様々な制度が設けられていますが、その数は400を超え今後も増加が見込まれています。平成24年1月17日から経済産業省は、東日本大震災復興対策本部をはじめ各府省と連携し、復旧・復興支援制度データベースを開始しています。

1. 復旧・復興支援制度データベースと支援制度

国や地方公共団体等が運用する多種多様な支援制度をワンストップで検索することができるサービスで、利用者は行政機関窓口職員や専門家を対象としていますが、一般の方も利用ができます。

<http://www.r-assistance.go.jp/>

1月27日現在、個人向けの支援制度は219件、事業者向けの支援制度は147件が登録されています。支援の種類は、融資、助成、給付、減免、サービスなどに区別され、これらの支援種類や地域、カテゴリ別の検索が可能です。

2. 税制上の追加措置

平成23年12月14日に「震災特例法の一部を改正する法律」が施行され、被災者等の負担の軽減及び復興に向けた取り組みの推進が図られています。新たに税制上の措置が追加されましたので、その内容の一部をご紹介します。

(1) 所得税

- ①被災者の住宅の再取得等の住宅借入金等特別控除の特例
 - ・通常の住宅借入金等特別控除より多い年末借入金残高の限度額、控除率の特例
 - ・通常の住宅借入金等特別控除との重複適用
- ②雑損控除における災害関連支出の対象期間延長の特例(3年)
- ③雑損失の繰越控除等の申告要件の改正(期限後申告での適用)

(2) 法人税

- ①被災代替資産等の特別償却の特例
- ②被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の特例
- ③被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等
- ④災害による繰越損失金の範囲の改正

また、復興特別区域制度の創設により下記の特例も、平成23年12月26日に施行されました。

- ①新規立地促進税制(再投資等準備金・特別償却)
- ②被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特例控除
- ③事業用設備の特別償却等
- ④研究開発税制の特例等(即時償却等)

(3) 登録免許税

- ①被災した法人の本店等を移転した場合等に係る登録免許税の免除
- ②被災した農用地の代替農用地にかかる登録免許税の免除

(4) 自動車税

被災自動車に係る自動車重量税の特例還付や買換えに係る自動車重量税の免税措置の適用対象の範囲に、二輪車等が追加されました。

(5) 相続税・贈与税

- ①震災に係る住宅取得等資金の贈与税の非課税(1,000万円)の特例
- ②平成22年から平成23年3月10日までの住宅取得等資金の贈与税の特例に係る入居条件の免除
- ③震災に係る非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例(事業継続要件等の緩和)

4. 結び

復旧・復興支援制度データベースは、今後も企業などが提供する支援制度を追加するなど、さらに利便性を高め、拡充されていくようです。これらの情報をうまく活用して、生かしていただきたいと思います。(担当:小濱)